



2026年8月7日

各位

会社名 株式会社 トーシンホールディングス
代表者名 管財人 石 田 雅 文
管財人 栗 田 口 太 郎
(コード: 9444 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 管理部長 旭 萌々子
(TEL. 052-262-1122)

支配株主等に関する事項について

当社のその他の関係会社である株式会社ジェットについて、支配株主等に関する事項は、下記のとおりですので、お知らせいたします。なお、当社は、2026年5月8日付で会社更生手続が開始したことに伴い、第40期(2026年4月期)の翌事業年度(第41期)が同日に終了しておりますが、本開示は、第40期(2026年4月期)及び第41期(2026年5月8日期)に関する開示を兼ねるものです。

記

1. 親会社、支配株主(親会社を除く。)又はその他の関係会社の商号等

(2026年4月30日現在)

名称	属性	議決権所有割合(%)			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
株式会社ジェット	その他の関係会社	34.13	0.00	34.13	なし

(注) 議決権所有割合については、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

株式会社ジェットは、当社取締役 石田ゆかり及びその親族が出資する資産管理会社であります。なお同社は、当社の議決権の34.13%を所有しておりますが、事業活動を行う上での特段の制約やメリット等はありません。今後においても同様であります。なお当社は、株式会社ジェットの株式を保有しておりません。

当社との事業上の重要な取引はなく、また、兼任役員の状況は下表のとおりですが、当社独自の経営判断を妨げるものではありませんので、事業上の独立性は十分に確保されているものと認識しております。

(役員の兼務状況)

役職	氏名	親会社等又はそのグループ企業での役職
取締役	石田 ゆかり	株式会社ジェット 監査役

3. 支配株主等との取引に関する事項

開示すべき重要な事項はありません。

4. その他

2026年3月より、支配株主等（本項では、株式会社ジェット及び当社創業家（石田信文・石田ゆかり）をいいます。）からの不当な影響力の行使を排除すべく、支配株主等との取引については特に厳しい要件を設け、構成員が社外役員の過半数で構成される特別審査委員会を設置し、その運用を開始しております。同委員会は、当社が支配株主等との取引を行う場合、事前に当該取引の必要性及び妥当性を審議し、その結果を取締役に報告し、取締役会において、当該報告を踏まえて承認決議を行います。委員は、旭萌々子取締役、奥村竜弥社外取締役及び鈴木真司社外監査役です。なお、この点に関連して、「グループ関連当事者取引管理規程」を2025年9月30日に策定し、①当社の親会社、②当社の子会社、③当社と同一の親会社を有する会社、④当社とその他の関係会社並びに当該関係会社の親会社・子会社、⑤当社の関連会社並びにその子会社、⑥当社の主要株主及びその近親者（二親等内の親族）、⑦当社の役員及びその近親者、⑧当社の親会社の役員及びその近親者、⑨当社の重要な子会社の役員及びその近親者、⑩上記⑥～⑨の者が議決権の過半数を所有する会社及びその子会社、⑪従業員のための企業年金（会社と重要な取引を行う場合に限る）、⑫その他、会社又は企業グループと人的・資本的に密接な関係を有すると認められる者、を「関連当事者」と定義した上で、関連当事者との取引を行う場合には、取締役会規程・職務権限規程・稟議規程等の社内規定に基づく決裁手続を必要とし、かつ、法令の規定により開示対象となる重要な取引である場合には取締役会の承認を要する旨の体制整備を行っています。

以上のとおり、2026年3月に運用を開始した特別審査委員会の制度により、支配株主等との取引については審査が厳格化されておりますが、とりわけ2026年5月8日の会社更生手続開始後は、事業経営権及び財産管理処分権が管財人に専属し、その行使は法令並びに東京地方裁判所の監督及び調査委員による調査に服するものであること（許可を要する行為について許可なくしてされた行為は効力を生じません。）、管財人は更生手続において創業者をはじめとする支配株主等の影響力を適切に排除して内部管理体制を一層推進すべき立場にあること、管財人はその職務の遂行にあたり善管注意義務を負うところ（会社更生法第80条第1項）、支配株主等との取引は一般の第三者との取引にもまして善管注意義務の観点から慎重な対応を要するものであることなどから、管財人において、支配株主等との取引は回避する方針です。また、仮に支配株主等との間で何らかの対応が生ずる場合においても、管財人は、事前に裁判所及び調査委員に報告・協議して対応することとなりますので（また、裁判所の許可事項については許可を得て実施することになりますので）、内部管理体制の観点からも、適法性及び公正性が確保されることとなります。なお、管財人は、更生計画において取締役の具体的な名称を記載するとともに、会社更生法第72条第4項の定めに基づき取締役の権限を回復する方針ですが、更生計画には複数の社外取締役を定め、2026年11月21日までに権限を回復することにより、両名とも社外取締役としての権限を有する体制を実現する方針です。

以 上